平成20年12月12日開会
平成20年12月16日閉会

平成20年三宅町議会
第４回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会会議録目次

招集告示……1
会期日程表……2
第　１　号　（１２月１２日）
出席議員……3
欠席議員……3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3
職務のため会議に出席した者の役職氏名……3
議事日程……4
議長あいさつ……6
町長あいさつ……6
開会の宣告……7
議事日程の報告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
一般質問……8
坂　東　　暹　君……8
若　井　繁　孝　君……11
廣　瀬　規矩次　君……15
馬　場　武　信　君……18
松　田　睦　男　君……20
池　田　年　夫　君……23
議案第４２号～議案第６１号の上程、説明……28
諮問第２号上程、説明、採決……33
散会の宣告……34

第　２　号　（１２月１６日）

出席議員……35
欠席議員……35
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……35
職務のため会議に出席した者の役職氏名……35
議事日程……36
再開の宣告……37
議事日程の報告……37
議案第４２号～議案第４８号の質疑、討論、採決……37
議案第４９号～議案第５２号の質疑、討論、採決……38
議案第５３号の質疑、討論、採決……41
議案第５４号～議案第６０号の質疑、討論、採決……43
議案第６１号の質疑、討論、採決……47
閉会中の継続審査について……49
町長あいさつ……49
議長あいさつ……50
閉会の宣告……50
署名議員……51

三宅町告示第９５号

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会を
次のとおり招集する

平成２０年１２月２日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２０年１２月１２日　金曜日
午　前　　１０時００分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会

会期日程表

平成２０年１２月１２日金曜日
平成２０年１２月１６日火曜日　　５日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	12月12日　金曜日	午前１０時００分	定　例　会　開　会
第　２日目	12月13日　土曜日		休　　会
第　３日目	12月14日　日曜日		休　　会
第　４日目	12月15日　月曜日		休　　会
第　５日目	12月16日　火曜日	午前１０時００分	定　例　会　再　開

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２０年１２月１２日金曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

若井繁孝	馬場武信	廣瀬規矩次
坂東　遥	松田睦男	池田年夫
池本久隆	辰巳勝秀	梅本勝久
若井秀友		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	教育長	池口誠伸
総務課長	東浦一人	健康福祉課長	吉岡秀元
町民生活課長	中川　章	産業建設課長	陰山尚則
上下水道課長	西岡康次	幼児園園長	森本雅子
教育委員会事務局長	松本幹彦		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福本雅至	モニター室係	岡本豊彦
モニター室係	森本秀典	モニター室係	赤松　郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	若井繁孝	２番議員	馬場武信

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２０年１２月１２日　金曜日

午　前　　１０時００分　開　会

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会　期　の　決　定

日程第３　一般質問について

日程第４　議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算について

日程第５　議案第43号　平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算について

日程第６　議案第44号　平成20年度三宅町老人保健特別会計第２回補正予算について

日程第７　議案第45号　平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について

日程第８　議案第46号　平成20年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算について

日程第９　議案第47号　平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算について

日程第10　議案第48号　平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算について

日程第11　議案第49号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第50号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第51号　三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第52号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の制定について

日程第15　議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定について

日程第16　議案第54号　三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について

日程第17　議案第55号　三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第18　議案第56号　伴堂老人憩の家指定管理者の指定について

日程第19　議案第57号　但馬老人憩の家指定管理者の指定について

日程第20　議案第58号　上但馬老人憩の家指定管理者の指定について

日程第21　議案第59号　上但馬団地老人憩の家指定管理者の指定について

日程第22　　議案第60号　三河老人憩の家指定管理者の指定について

日程第23　　議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更について

日程第24　　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成20年12月三宅町議会第４回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席賜りまして心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成20年度一般会計補正予算を初めといたしまして議案20件、諮問１件が提出されております。

どうかひとつ慎重に審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君）　開会に先立ち、志野町長より招集のあいさつをいただきます。

はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年12月三宅町議会第４回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。

また平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

日本経済は、世界的な金融危機の影響を受け、企業の倒産が相次ぎ、労働者のリストラや就職内定者の取り消しなど、非常に厳しい状況にあります。経済の規制や富の還元について、さらには実体経済に対し景気対策や経済コントロールができるような仕組みを再考し見直す必要があるのではないかとの意見もございます。

このような状況の中で、国の構造改革以来の非常に厳しい財政状況により地方財政の厳しさが増すことは必至であります。このため引き続きまして、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、財政の健全化の推進を図ってまいる所存でございます。

一方、新聞やホームページでご存じかとは思いますが、平成11年から９年間、本町が交通死亡事故ゼロを継続しているということにより、先月、三宅町が野田大臣より全国交通安全功労者表彰を受賞いたしました。まことに喜ばしいことでございます。この受賞は田原本警察署や自治会、交通安全協会並びに子ども見守り隊や交通安全母の会など、交通安全各種団体の取り組みによるものであります。今後とも、各種団体並びに地域の

皆様のご理解とご協力をお願いいたしたいところでございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成20年度一般会計第４回補正予算案を合わせ補正予算案７件、条例の改正・制定・廃止案をあわせて５件、公の施設の指定管理者の指定案７件、規約の変更に係る案件が１件、人事案件１件の計21件の案件を提案申し上げ、ご審議いただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（池本久隆君）　ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成20年12月三宅町議会第４回定例会は成立いたしましたので、開会し、ただちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０４分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池本久隆君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により１番議員、若井繁孝君及び２番議員、馬場武信君の２名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池本久隆君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月16日までの５日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より12月16日までの５日間とすることに決定いたし

ました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（池本久隆君）　日程第３、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

なお、今定例会に議場内撮影の申請があり、許可した議員の一般質問の際、事務局職員による撮影を行うことを申し添えます。

◇　坂　東　　暹　君

○議長（池本久隆君）　４番議員、坂東　暹君の一般質問を許します。

４番議員、坂東　暹君。

○４番（坂東　暹君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のテーマは、町税の徴収強化についてであります。

初めに、昭和19年度から本格的に実施された税源移譲に伴い、三宅町においても税収確保対策が重要な課題になっています。奈良県指導のもとに「全市町村一斉滞納整理月間」を設け、県内市町村が一斉に徴収強化に取り組まれ、共同の取り組みが有効なことが確認できたと聞いております。今後引き続いて、市町村の抜本的な徴収対策を考える場として市町村税徴収強化会議なるものの設置も検討中と聞いております。

そこで、三宅町の徴収率アップについてでありますが、新聞報道によりますと、前記の共同取り組みの結果、19年度において三宅町の標記徴収率は3.5％ふえたと、全体で第４位の成績というふうに発表されていました。大変ご努力をいただいている結果だと思います。また、年度別徴収率を見ましても、平成14年度81.4％が年々改善をされまして、19年度では92.1％まで向上していると承知をしています。このご努力に敬意を表するものであります。

そこで、お尋ねをいたします。従来に比べてどのような改善、取り組みをされた結果なのか具体的に教えていただきたいと思います。また一方では、本年度は経済環境の悪化が予測され、税収においても大変厳しい事態が考えられます。この状態にどのように

対処されるお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

２つ目でありますが、町営住宅等の家賃の滞納についてであります。

三宅町は町民の福祉や住環境の改善のために、数々の施策を打ってまいりました。その一つが町営住宅であったと思います。資金をかけて立派な住宅を建設し、備品も準備して、管理者をつけて草刈りや住環境改善をして、家賃を格安に設定して対応してきたのではないでしょうか。この努力にこたえるためにも、願わくんば家賃はきっちりと完納いただきたいのですが、その家賃の滞納が発生をしております。その金額が年々増加しています。この原因は何なのか。このことをどう考えるべきなのか。どこで歯どめをかけるべきなのか。お尋ねをいたします。

以上でございます。

あとはちょっと自席からさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　４番、坂東議員の町税の徴収強化については総務課長が、町営住宅等の家賃滞納については産業建設課長がおのおの回答させていただきます。

○議長（池本久隆君）　東浦課長。

○総務課長（東浦一人君）　坂東議員の町税の徴収強化についてお答えいたします。

まず、「市町村税税収強化推進会議」にかかわる滞納整理強調月間の取り組みは、坂東議員のご指摘にもございましたように、県下全市町村の一斉取り組みにより、かなりのアナウンス効果をもとに本町においても成果を上げられたと考えております。

本年度も、11月、12月を滞納整理強化月間と位置づけ取り組みを進めているところでございまして、関係各位のご協力をお願いするものでございます。

さて、ご質問にございました徴収率のアップの取り組みにつきましては、改善してまいりました２点についてご説明をいたします。

まず１点目は、小さな町で顔が見える行政であることから、差し押さえ等を初めとする滞納処分等の行政処分の実施につきましては、平成17年度より段階的に、住民の皆さんの理解が得られるように取り組んでまいりました。

２点目は、臨戸徴収など納税指導の強化と滞納金の適正な事務処理により、年度計画的に徴収率の改善を図ってまいったところでございます。

本年度は、ご指摘のとおり世界的な金融危機により経済状況が厳しくなることが予測されております。このような状況の中で、税の確保につきましてもますます厳しくなる

ことが予想されますが、特に悪質な滞納者に対しては不公平感を解消するためにも、納税指導や法に基づく厳正な処分を行い、徴収率の向上に最大限の努力を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君）　それでは、ご質問２つ目の町営住宅の家賃滞納についてお答えいたします。

まず、公営住宅の整備については、公営住宅等整備基準が昭和26年に定められており、その後の数次の改正により、公共の住宅ストックとしてふさわしい品質と性能を確保するための技術基準として、共同施設の設置等に係る団地の基準並びに住宅の構造、設備等に係る住宅の基準が定められており、これに準じて本町の町営住宅の建設を行っております。

公営住宅の家賃については、平成10年度より同和向け住宅の位置づけから公営住宅法の適用を受けることとなり、均一の家賃制度から入居者の収入に応じた家賃算定方法に変更し、「三宅町町営住宅条例」第16条に規定されている「収入が著しく低額である方等」に対し、「三宅町町営住宅家賃減免・徴収猶予要領」に基づく減免を行いながらも、収入に応じた負担をいただいているところであります。

平成19年度決算で見ますと、現年度分の家賃滞納者に対しては、夜間等の家庭訪問による納付相談等に応じながらも、特に現年度分で50万円を超える高額滞納者２名に対しては、未納通知・督促状・催告書の事務手続を追いながら本人から支払いの確約書の提出を求めたところ、以後滞納額も減額しており、引き続納付意欲を確認しながら対応の検討をしてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の過年度分の家賃滞納額の増加の内容につきましては、72カ月424万3,900円の家賃の滞納という１名の悪質者に対しては、訴訟の提起により明け渡し請求並びに家賃の支払い判決を平成18年９月21日にいただき、平成19年２月８日には、本人所在不明のまま住宅明け渡しのための家財道具競売の執行を行い、以後も本人の所在確認に努めてまいりましたが、現在も不明であり、いずれ不納欠損処分の検討は必要であると考えております。他の１名の40カ月339万8,900円の滞納については、口頭による明け渡し請求の協議を行いましたところ、平成19年４月から現年度分の家賃月額２万4,600円に合わせて過年度分として２万円が円滑に納入されており、引き続き様子を見ることといた

しており、今日までの対応をご説明し、回答とさせていただきます。

以上であります。

○議長（池本久隆君）　坂東議員。

○４番（坂東　暹君）　ご回答ありがとうございます。

町内の中で、顔が見える形の中で、大変ご苦労も多かろうと思いますけれども、どうぞひとつ税の公平公正の観点からご努力をいただきたいと思います。

じゃ、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇　若　井　繁　孝　君

○議長（池本久隆君）　１番議員、若井繁孝君の一般質問を許します。

若井繁孝君。

○１番（若井繁孝君）　議長の許しを得て、一般質問を行います。

新年度予算編成時期となり、既にその作業に着手されていることと思いますが、この予算編成こそ志野町長の手腕を問われるものであります。

そこで、お聞きします。去る９月議会で所信表明された５柱のマニフェスト中、第１の「財政再建」であります。ゼロベースからの財政再建及び収入増加への取り組みとありますが、財政再建プランなるものはあるのでしょうか。また、「歳入増加への取り組み」とはどのような取り組みなのですか。単に公共料金の値上げのような一方的な住民への負担の押しつけや、税・使用料の滞納における特別徴収のものなのですか。何をもって歳入の増加を図るとされているのかお示しください。

第２の教育関係ですが、「学童・放課後学級の充実」とはどのような充実内容なのですか。「子供は荷物じゃない。保管じゃなくて保育が必要です」との声もあります。その声にこたえるには学童指導員の労働条件の改善をも考慮しなければなりません。充実内容についてお伺いします。

５柱のマニフェストの中に環境問題にふれられていないのが気になるところでございます。そのことにかんがみお聞きします。従来、ごみ処理場を持たない、いや、持てない本町行政は、ごみ問題について苦悩し続けているのが実情でございます。私見かもしれませんが、本町は循環型社会形成が立ちおくれ、その結果、循環資源が無駄に処分され、処理時の重大な負担ともなっていると思います。

したがって、以下の点をご提案申し上げます。

グローバルな環境問題から身近なごみ問題までを積極的に取り組むために、経済産業省の３Ｒ施策に基づくリデュース・リユース・リサイクルの推進と、なおかつ、３Ｒに加えてリフューズ・リペア・レンタルの６Ｒを促進させることにより、ごみの減量化の実現と容器包装及び金属類等の資源の有効利用、また、レジ袋にかわるマイバッグ普及の推進であります。いずれも分別収集が不可欠でありますが、以上を包含した小規模なエコタウン事業プランの調査・研究・構築を行い、ごみ処理費の軽減と循環資源の売却益の創出が図れるのではないかと思います。これに関し、先輩議員の視察報告も既に受けられておられると思いますが、改めて町長の所見をお伺いするとともに、新年度予算に反映されることを要望いたします。

次に、国保中央病院のことですが、磯城郡の中核病院といいながら、緊急時には患者さんの受け入れを拒否されている現実がたくさんあると聞いております。事実とすればゆゆしい問題です。過去１年間の緊急要請が何件あり、拒否件数が何件あったのかを調査し報告してください。また、このことについて町長の見解を求めます。

次に、指定管理者制度についてお聞きします。

維持管理コストの縮減、住民サービスの向上等を精査し、指定管理者制度が「効果があるもの」、「効果がないもの」と毎年度事業評価すべきものでありますが、その評価はなされているのでしょうか。

次に、旧上但馬団地集会所を利用して運営されている小規模多機能型居宅介護事業所「ぽかぽか」の、その施設の使用料はどのようになっているのかお聞かせください。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　１番、若井議員からのマニフェストと環境問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の財政再建と歳入増加への取り組みについてでございますが、財政再建については、現在、平成18年度から平成22年度までを実施期間としている「集中改革プラン」の期間中でもあり、まず２年間の実績を踏まえながら、計画に沿って平成20年度から22年度の３カ年の行財政改革の着実な実施こそが財政再建計画そのものであると認識しているところであり、計画終了後には５年間の検証を行い、現在の集中改革プランを基本として新たに事務事業の見直し等を行いながら財政再建を図っていく所存であります。

なお、ゼロベースとは既存の事務事業を継続的に実施することを前提としてとらえるのではなく、町民生活への影響を考慮しながら、根本から目的と効果を考慮した上で、休止、廃止、縮小も含めた検討を行うことを基準にするということであり、コスト意識を持ち、効率的な事務執行を徹底するという意味でありますので、どうかご理解ください。

次に、歳入増加への取り組みにつきましては、少子高齢化に伴い生産年齢人口の減少により、町税を初めとする自主財源の増加の可能性が小さいため、京奈和自動車道三宅インターチェンジの開設に伴い、その周辺等の整備を進め、国・県・関係団体等と協議しながら企業誘致を積極的に行うこと、また、税負担の公平性を保つため、滞納処分の強化をさらに進めることにより税収の増加を図ってまいりたいと考えております。さらに、町が保有する遊休資産のうち売却できるものは早期に売却し、有効に利用できる資産については、賃借により使用料の収入を図ることが可能か検討を行い、歳入財源の安定的な確保により健全な行政運営を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、２点目の「学童・放課後学級の充実」につきましては、現在、三宅町つながり総合センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施しており、登録児童数は75人となっています。放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童、障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものであります。

本年度の登録児童者数が示すように、本事業に対する需要は高まりつつあると考えられますが、今後、受け入れ定数の見直しやクラブの分割が必要となります。事業実施に当たっては、児童の安全確保や運営内容の充実のため、相応数の指導員等の配備も必要です。現在、町職員の時差出勤・休日勤務による受け入れ態勢のほかに、障害を持つ児童を見守るアルバイトや学校長期休業中のアルバイトの雇い入れを行い、事業の運営に当たっております。

また、多様な児童の様態に対応するには、学童保育クラブの児童も参加できる児童館事業等の効率よい組み合わせ・補助制度を活用した人員確保が必要であり、加えて職員の資質向上のため、あらゆる機会をとらえて研修受講や自主的な開催などを指示したところでございます。

続きまして、３点目の「環境問題」につきましては、環境問題の３Ｒのリデュース・リユース・リサイクルの３Ｒを推進すべく、本年度当初におきまして三宅町家庭ごみ分

別の手引を作成し、各家庭に配布させていただき、町広報紙・ホームページにも掲載を行い啓発に努めてまいったところであり、資源循環型社会の構築に向け努力をいたしておるところであります。

議員が推奨されているリフューズ・リペア・レンタルにつきましては、特に発生抑制に重点を置いた３Ｒであり、既に奈良県が県民・事業者・各関係自治体と連携をしながら一体的な取り組みを推進されているところであります。本町では、物質循環として平成10年度にプラスチック・トレー・飲料缶の分別収集を、平成18年度にペットボトル、本年度からは新聞・雑誌・ダンボールの分別収集を行っており、さらには、資源の再利用及び廃棄物処理行政に対する町民意識の向上を図るため、各家庭から排出される資源ごみを自主的に回収する団体に対し助成金の交付を行うなど、ごみの減量化に向けての取り組みを展開しておるところであります。リデュース・リユース・リサイクルの３Ｒのリサイクル部門については、ある程度の成果が見られたと思いますが、６Ｒを推進するには至っておりません。まず、リデュース・リユース・リサイクルの３Ｒの意識を持っていただき、ごみの減量化を進めていただけるよう、新年度につきましても引き続き３Ｒのリデュース・リユース・リサイクルを啓発してまいりたいと考えております。

続きまして、国保病院につきましては健康福祉課長が、指定管理者制度についてと施設使用料については総務課長がそれぞれ回答を申し上げます。

○議長（池本久隆君）　吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君）　１番議員、若井議員さんの質問にお答えいたします。

救急医療につきましては、９月29日、国保中央病院において、４町にかかわる医師会・消防署・行政と国保病院による「国保中央病院救急医療懇談会」が開催され、主に消防署より救急患者の受け入れ態勢について国保中央病院と具体的な事項の意見交換が行われました。

懇談会のまとめとして、①状況を正確に判断するために患者の症状等の正確な情報提供、②救急隊と病院間の信頼関係の強化、③救急隊と病院間との情報交換と共有を結論としました。また、国保中央病院からは「医療の細分化や医師不足で苦しい現状であるが、今後も救急医療を充実させるべく努力をしてまいりたい」と回答ありました。

今回の救急医療懇談会資料によりますと、平成19年９月から平成20年度８月までの救急隊による国保病院への収容不能件数は、磯城・広陵消防署の合計で178件ありました。収容不能理由別内訳は、救急患者39件、専門外68件、検査ができずが22件、医師不在が

８件、手術中が11件、処理困難が13件、その他17件となっております。

今後も救急医療を充実させるべく、「国保中央病院救急医療懇談会」を通して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（池本久隆君）　東浦課長。

○総務課長（東浦一人君）　続きまして、指定管理者制度についてご回答申し上げます。

指定管理の評価につきましては、事業報告書により管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等、指定管理者による管理の実態の把握を行い、評価を行っているところでございます。

続きまして、施設使用料についてのご回答を申し上げます。

小規模多機能型居宅介護事業所「ぽかぽか」の施設使用料に関しましては、平成18年第４回三宅町議会で、建物の維持・管理等に係る有益費または必要経費は貸し付けを受けた者が負担するとの貸付条件により、無償で貸し付けることについて議決をいただき、無償での貸し付けを行っております。

ただし、財政の非常に厳しい中でございますので、利用料的経費といたしまして１カ月２万8,200円の負担を課しております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　若井議員。

○１番（若井繁孝君）　今後も引き続き行政努力をしていただきたく要望いたしまして、質問を終わります。

◇　廣　瀬　規矩次　君

○議長（池本久隆君）　３番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬規矩次君。

○３番（廣瀬規矩次君）　議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私は伴堂出身の廣瀬でございます。

まず、質問の事項でございますが、２点ございます。

まず、町道２号線。これは県道交差点と万葉歌碑の部分の道路拡幅についてでございますが、この２号線の道路整備につきましては、県道、つまり田原本結崎線のこの道路の信号を境にして西側と東側、つまり東側のほうは石見のほうへ行くほうですが、これ

は、あそこの京奈和道が今整備をされておりますから、これに関連して歩道等の整備がなされるということは、これまた大きな課題であろうと思いますが、私が申し上げているのは、この町道２号線、つまり県道交差点と万葉歌碑のこの部分は非常に道路幅が狭うございます。過日、五カ大字の学童通学路、それから社会人生活道路であり、また、この県道から町役場あるいは小学校・あざさ苑のメインの道路であり、そのため、交通量の多いのも実態であります。道路南側水路暗渠による道路拡幅を図り、三宅町の目指しております安全・安心の町づくりからも、状況を踏まえ、迅速な対応が求められます。

利用頻度の高い五カ大字の自治会長並びにＰＴＡ地区役員連名において、11月に要望書を町役場のほうに提出をいたしておりますけれども、遂行には幾つかの課題を持ち合わせているのも私は承知をいたしております。このことの行政の取り組みについてお聞きをいたします。

それから、２点目は、国旗掲揚それから国歌斉唱についてであります。

国旗国歌法、これはきっちり言いますと、国旗及び国歌に関する法律というんだそうでございますが、99年８月９日に法案が成立されております。国旗・国歌につきまして、第１条、国旗は日の丸、第２条は国歌は君が代と、この条文２点のみとされております。

大阪の橋下知事は市内で開かれた職業系高校生の学習発表会の開会式あいさつで、これは11月２日のことでございますが、僕らは、僕らというのは橋下知事のことでございますが、日の丸、君が代を全く教えられていないと、自身が受けてきた教育を批判し、そしてまた生徒たちに国旗・国歌を意識してほしいと訴えたそうであります。そして、社会を意識するためには国歌や国旗を意識しなければならないと訴えました。意見はいろいろあるが、それは大人になって議論すればよいと、このように述べたそうであります。橋下知事の発言は非常に適切であり、私も全く同感であります。私は日本人に生まれてよかったと、このように誇りを持っています。そしてまた、オリンピックで日の丸を祝福するのは当然のことであります。

国旗・国歌について教育委員会できちんと議論してもらうべきと思いますが、今、国旗・国歌がある以上、きちんと社会や生徒に認識してもらわないと、それは教育としての本質的な部分と思いますが、いかがでしょうか。

この２点についてお尋ねをいたします。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　３番、廣瀬議員より、町道２号線「県道交差点から万葉歌碑」道

路拡幅についてのご質問でございますが、三宅町といたしましても、町道２号線は１級道路の指定もしておりますし、小学校等の通学路にもなっており、大変重要な路線として認識しております。

しかし、五カ大字自治会長及びＰＴＡ地区役員連盟より11月にいただきました要望書の「道路南側水路暗渠またはグレーチングによる道路拡幅」につきましては既存道路の部分改修となり、町の単独事業として行うこととなり、現在の三宅町の財政状況からいたしますと大変難しいものがございます。また、財政的にも大変苦しい中、現在、小学校の耐震工事に全力を注いでおり、以降引き続き検討してまいります。

今後予算的に実施のめどが立ちました場合にも、事業を遂行するに当たり幾つかの課題として隣接宅地に地権者のご同意及びご協力が絶対条件となり、また、地元水利組合のご同意等が必要となります。それらの問題等を解決して事業化を行なおうとするには、大字のご協力なくしては大変難しいものと考えられますので、その際にはご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、廣瀬議員の国旗掲揚・国歌斉唱につきましては教育長が回答させていただきます。

○議長（池本久隆君）　池口教育長。

○教育長（池口誠伸君）　廣瀬議員より質問のありました国旗掲揚・国歌斉唱についてのご質問にお答えいたします。

小学校では、国旗掲揚・国歌斉唱につきましては、小学校学習指導要領に基づき指導をいたしておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ちなみに、小学校学習指導要領第６章の第３の３に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とございます。

○議長（池本久隆君）　廣瀬議員。

○３番（廣瀬規矩次君）　２号線の拡幅についてでありますけれども、これは11月７日に、五カ大字と申しますのは石見、三河、コモンの１丁目、２丁目、それと伴堂と。この五カ大字で要望書を町長あてに提出をさせていただきましたけれども、この水路を暗渠にするということにつきましては、先ほど町長のお話にもありましたけれども、まず伴堂の耕地組合の承認あるいは道路と隣接する住民のご理解、そして電柱の移設、それから財源等、多くをクリアしなければならないということも私は承知をいたしております。

私も微力ながら関係者とともに、このことが計画される時点でともに協力して尽力をいたす所存でございますが、非常に財政の厳しい中、十分に検討をしていただきたいとお願いを申し上げる次第です。

それから、国旗掲揚・国歌斉唱につきましては、町長のマニフェストの中にも国旗掲揚・国歌斉唱の推進を挙げられています。このことについて、町長は町民に対してどのような形での啓蒙啓発活動をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　道路拡幅工事につきましては、先ほども申し上げましたように、事業といたしまして町単独事業となりますので、先ほどの答弁にもありましたように、引き続き町としては今後検討してまいりますということをお伝えして、道路についての回答とさせていただきます。

また、国旗掲揚につきましては、前回９月にもラジオ体操のご意見、質問をいただいたときにも、地域から少しずつ広めていく、コミュニティーの力がつくのではないかというご答弁をさせていただいたと思うんですけれども、それぞれ個々に三宅町におきましても私の意思が広がりつつあり、旗日には各家庭において少しずつ国旗が上がってきているように感じております。

引き続き、議員または町民の皆さんにおかれましても、いろいろな思いございますが、取り組みのほう、ご協力していただけるよう啓発活動を、町としてではなく個人的に、また議員の力をお借りして広げてまいりたいと、このように考えております。

○３番（廣瀬規矩次君）　以上で終わります。

○議長（池本久隆君）　ありがとうございました。

◇　馬　場　武　信　君

○議長（池本久隆君）　２番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

２番議員、馬場武信君。

○２番（馬場武信君）　２番議員の馬場武信でございます。

一般質問に入ります。

まず最初に、町行政の変革についてお尋ねいたします。

町長は、町長就任以来足かけ半年、行政の実態のあらかたは把握されたものとして質問いたします。

町長は、９月議会のあいさつにおいて、各課からのヒアリングの結果、町政の変革課題を認識したと述べておられます。

しかし、具体的に変革の指針は何ら示されておらず、ただ選挙公約の題目を羅列されたにすぎません。鉄は熱いうちに打てと言われます。三宅維新、そして変革を旨とされる行政のトップの視点から、三宅町のどの分野にメスを入れようとされているのかお示しいただきます。

例えば、行政機構、組織の再編なのか、また、職員の意識改革なのか、さらには予算配分のあり方に、その他に問題等があるとお考えか、町長の現状認識をお示しください。

次に、コミュニティーの再生についてお伺いいたします。

町長は、財政再建の一環として町村合併を挙げておられます。合併の是非は次の機会に譲り、合併であれ単独であれ、三宅町の住民はこの地で生活し続けます。三宅コミュニティーの再生をはぐくむことが地域の活性化を促し、そして相互扶助の機運を高め、町長が目指しておられる「住んでよかった町」に一歩近づくと考えておりますが、また、コミュニティーの再生としてのふるさとづくりの一環として、活力ある町づくりとして、森田町政で中止された折り鶴大会は三宅町を内外に情報発信する格好のイベントだったと私はとらえております。

合併をも視野に入れ、誇りある三宅の地域づくりに、町長として何か腹案をお持ちならば、町おこし大綱としてお示しいただきます。

質問を終わります。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　２番、馬場議員からのご質問にお答えいたします。

議員からのどの分野にメスを入れようとされているのかとのご質問でございますが、やはり重要なことは、馬場議員のご指摘のとおり、予算・組織・人にかかわるものであると考えております。

具体的にはさまざまな課題はございますが、今後とも極めて厳しい財政運営が見込まれる中、事務事業等の見直しを行い、コスト意識を持ち、効率的な事務執行を徹底し、限られた財源資源を選択と集中により予算の配分等を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、行政組織については、現状並びに課題の検討を行っており、厳しい財政状況や職員数の減にも対応できる組織の構築を目指しているところでございます。

次に、職員の意識改革については、さまざまな町民の皆様からの要請や期待に対処していくため、行政能力の開発のため各種研修会への参加を促すとともに、人事評価制度の試行等により意識の改革に取り組んでいるところでございます。

さて、９月議会では、確かに、私は町政を変えていかなければならない課題が少なからずあることを認識したと申し上げました。町政を変えていくには議員皆様のご理解とご協力なしには行えませんので、議案等審議におきましてもよろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、コミュニティーの再生についてのご質問でございます。

馬場議員のご指摘のとおり、コミュニティーをはぐくむことが地域の再生化を促し相互扶助の機運を高め、「住んでよかった町」に一歩近づくものであると私も考えるところでございます。

コミュニティーの再生については、これまでの行政主体の取り組みではなく、住民みずからが地域の問題や課題に目を向け、地域住民の主体的な取り組みを基本として、その取り組みを行政が支援していくことにより、コミュニティーに力をつけ持続していくものではないかと、このように考えております。

具体的には、「自主防災組織」や「子どもの見守り活動」がこれに当たるものであり、町全体に拡大するよう支援してまいりたい、このように思います。また、太子道の集いを通して町おこしの推進、さらには平城遷都1300年祭を機に、三宅古墳群などを紹介する表示板等を整備し、観光力アップも視野に入れて取り組んでまいりたいと思っております。

極めて厳しい財政状況の中でありますので、地域住民との協働を基本として、地域住民主体の取り組みを支援していくことにより、地域コミュニティー政策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　馬場議員。

○２番（馬場武信君）　１点、折り鶴大会をいかにお考えかお答えください。

○議長（池本久隆君）　町長。

○町長（志野孝光君）　議員もご参加の忍性菩薩ホウザン会の研修も、三宅町の折り鶴大会が中止になりましても引き続き行っていただいていると、このようにお聞きしております。私も議員と同様に折り鶴大会は三宅町をＰＲする格好のイベントだと、このよう

に認識しておりますが、取り組みに当たりましては、当初のように大々的なイベントではなく、例えば、小学生大会から始めて町民が参加する大会へと移行し、先ほども申し上げましたように、住民主体で運営が継続可能な取り組みを皆様とともに行ってまいれたらと、このように考えております。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（池本久隆君）　５番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田睦男君。

○５番（松田睦男君）　５番議員、松田睦男でございます。

議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私は今回の議会に対して４項目の一般質問を議長あてに提出いたしました。これを過日の議会運営委員会で、４件のうちの３件が一般質問をすることはならんということでございました。これにつきましては、全員協議会で、誹謗中傷あるいは重複のあるものだけを議会運営委員会で審議するという申し合わせがあったにもかかわらず、９月議会からこのような状態になっておることをまずもって申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、その中の１件、私は三宅町の機構改革について質問をさせていただきます。

三宅町では、部長制を廃止してから職員はやる気をなくしているように私自身は見受けられます。仕事をするのは職員であり、職員がやる気や誇りを持って仕事ができるように環境をつくるのが長たる者の仕事ではないかと思います。現状のままでは来年度予算編成も町長の思い通りの予算は組めないのではないかというような危惧をしております。

職員にやる気を起こさせるためにも、再度、部課長制度を取り入れてはどうでしょうか。いかがですか。

また、副町長についてはどのように考えておられるんですか。ちまたのうわさでは、来年３月とか、まだ具体的な名前が流れているのが現状であります。町長、議会と行政がうまくいくためにも、議会と早目に相談されることがベターだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問を終わります。後に自席から質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（池本久隆君）　今、松田５番議員の質問の中に、通告書の中に副町長のことは書いておりませんので、これを取り消します。一般質問の中に副町長は入っておりません、通告書に。

松田議員。

○５番（松田睦男君）　通告書には入っていないってね、これぐらいのことはなくても、議員がどうですかと言えば、すぐ答えられるでしょう。通告どおりでなかったら、議会は質問させないということ自体が、何も議会開かれたことにはならないじゃないですか。何でそういうふうに議会が一つ一つ質問をしてやんですか。

○議長（池本久隆君）　規定により、一応通告書に書いている分だけしか回答できません。

○５番（松田睦男君）　通告書に書かなければ、それに関連したことができないというのは、これは議会は、そうしたら、一から十も議員が漏れなく言わんといかんですか。これに関連したこと言うて何で悪いんですか。

○議長（池本久隆君）　悪いことはございませんけれども、一応それやったら、こうこうでということを通告書に書いといてくれはったら、行政のほうもそれに回答していただきますけれども、現在のところは、この通告書を見たら、その副町長のことについては書いておりませんので。

○５番（松田睦男君）　それは、議長が言うんじゃなくして、行政側が今のそういうことを言われるんやったら、私はわかりますよ。何も議長が、これにないから議員はそうことをするなと言われる、その議長自体のほうわからん。これは町長の行政のほうが今のこれにございませんので、それにつきましては回答できませんよと、それで済むことです。それを、議長から通告書がないからその質問はだめだというようなことは、それは私はなかなか承服できません。

○議長（池本久隆君）　いえいえ、それはもう議長の立場から、やっぱり通告書に副町長の問題を書いておられなかったら、一応行政のほうは回答できないということを言っているわけでございます。

○５番（松田睦男君）　行政は何も言っていないじゃないですか。だから、私は機構改革のことは書いているんだから。機構改革には副町長の件はみんな包含されるんでしょうが。違うんですか。

○議長（池本久隆君）　そうしたら、なぜ通告書にその副町長のことを書かなかったんですか。そうですやろ。そやさかいに、通告書に基づいて行政のほうはそれに対して回答

するというふうになっておりますんで。それのための通告書でございますので。

○５番（松田睦男君）　その言葉は行政側からいただいたらええことであって、議長がそういうことを言うべきではないということを言うとんです。

○議長（池本久隆君）　何で議長言うたらあきませんの。

辰巳議員。

○８番（辰巳勝秀君）　それは議長に権限あるねんけどな。松田議員の言うてはるのは副町長のこの文言は言っていないけれども、この部長廃止制をどうしてしたんかと、この部分があって聞いておられるだけやから。入っていなくたって、町長からこの今の答弁のやつはやな、一言いかがかなと思うわ。ちょっとでけへんって言うてはるらしいけど。あんたは言うたのはキャンダ権限は持っていないからな。これは大した問題やないき、心境を今聞いてやったらええねん、町長に。松田議員言うてはるやつを。押し問答したってしようがないやん。押し問答する問題ちゃうし。

○議長（池本久隆君）　本当は基本的に通告書に書いていただくのが基本でございます。

そしたら、今回、一応町長にそのことについてお伺いして……

○８番（辰巳勝秀君）　少しだけでも答えてもらって、そしたら松田議員も得心しはるで。

○議長（池本久隆君）　町長。

○町長（志野孝光君）　５番、松田議員のご質問にお答えいたします。

現行の行政組織については、平成13年４月に事務処理や意思決定の迅速化のため、部長制の廃止による組織のフラット化が図られ、平成18年10月に行財政改革の一環として新しい行政課題やニーズに柔軟に対応できる組織化を目指し、グループ制の導入が図られたものと認識しております。しかしながら、現行組織については十分にその制度のメリットが発揮できていない点もあろうかと考えております。

松田議員のご指摘されている点につきましては、一つの意見として拝聴させていただきまして、今後の組織の見直しの際の参考とさせていただきます。

ただ、通告書にはございませんでしたが、副町長の件につきましては、新年度の機構改革に何とか取り入れていきたいと、私、今必死で努力しておりますので、その点ご理解していただきまして回答とかえさせていただきます。

○議長（池本久隆君）　松田議員。

○５番（松田睦男君）　今、町長のほうから意見を伺いました。そういうことで、町長自身も今の制度に対してはやはり見直す、時には配慮するというようなことでございます

ので、そういうところも十分配慮しながら町運営に当たっていただきたいと。

また、通告にはありませんでしたが、機構改革の一環として副町長制も私お尋ねしました。町長も大変苦労されているようでございますが、何といっても、こういう財政事情でございますんで、新しい町長はこれから新年度の予算、これはそういう機構改革も含めて町長の手腕の示しどころというふうに思っています。思う存分町政を自分の思う方向に導いていかれることについては、我々議会としても議員の１名として賛同してまいりたいというふうに思いますので、自分で思ったことはみんなに開かれた議会あるいは町政ということで頑張っていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。

◇　池　田　年　夫　君

○議長（池本久隆君）　６番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○６番（池田年夫君）　議長の許しがありましたので、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、質問に入る前に、今回の一般質問の項目として、９月議会で質問をしようとして準備した土地問題について議長に質問できるように申請したんですけれども、議会運営委員会で多数で否決されましたので、ほかの部分について一般質問を行います。

先日、奈良新聞で各自治体の土地開発公社で所有している土地について掲載されていました。本町の場合、土地開発公社の所有している土地はないということでありますが、平成19年度決算書に掲載されている土地開発基金で、土地として６億8,294万円あると記載されています。土地開発基金として現在所有している土地の購入した年月日、そして面積、番地、価格について明らかにしてください。一昨年から土地売り払いについて予算計上もされ売却することになっています。今年度の見通しはどのようになっているのか町長の所見を伺います。

次に、本町の基本計画、平成２年に作成され、20年の計画でありました。あと２年余りで計画の期限となっています。前町長も私の質問に次の町長に託すと答弁されています。志野町長は町長選挙のマニフェストで新都市計画と町づくり、安心・安全の町づくりを挙げておられます。具体的にどのように推進していくのか町長の所見を伺います。

次に、上但馬共同浴場は廃止の方向と聞いていますが、９月の補正予算で来年３月ま

で営業すると決まりました。先日、浴場前でアンケートをとられたとも聞いています。アンケートの結果については先日の全体協議会で公表がされました。アンケートの中に11項目の要望も記されているということであります。12月議会で、2009年度３月で共同浴場の廃止の条例も提出されることになっています。廃止する方法について地元自治会や住民への対応・説明はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　６番、池田議員の土地開発基金については、公共用地や公共事業地の買収を円滑に取得するため設置されており、平成19年度の決算時での土地保有状況は、金額では６億8,294万1,030円、総面積で１万4,047平方メートルを保有しております。ご質問のありました購入年月日及び購入価格並びに地番については、土地台帳で72件ございますので、１件毎にこの場でご説明を申し上げるには時間を要しますことと、個人情報保護上の問題もございますので差し控えさせていただきます。

なお、保有財産の売却につきましては、近隣住民を初め広報紙等により周知し、順次売り払いを行っておるところであります。平成20年度中におきましては、10月に２件、面積で114平方メートル、金額にして411万4,000円を既に売り払いしており、今後も早期に売り払いできるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町づくりにつきましては、現行基本構想の重点施策は、住民が安心して暮らせる町づくりを第一に、少子高齢化社会への対応、安心・安全の町づくりを軸として町づくりが進められてきたと認識しております。

計画期間中は、現在の取り組みを進めていくとともに、先ほど馬場議員のご質問にもございましたが、地域コミュニティーの再生にも取り組みながら、町づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、新計画の策定につきましては、行政だけでなく議員の皆様、住民の皆様のお知恵をお借りして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

上但馬共同浴場についてのご質問にお答えいたします。

さきの９月定例会終了後、９月24日から９月26日の３日間にかけて共同浴場の利用状況を把握すべくアンケート調査を実施いたしました。

廃止をする方法についての地元自治会並びに住民への対応・説明につきましては、議

員全員協議会前に、地元自治会長並びに地元選出議員にアンケート調査の結果の報告と今後の共同浴場の運営について、町といたしましては廃止の方向で検討を進めていることをお伝えし、同時に地域の実情もお聞きし、町として廃止に向けて検討に入ったところであります。

今後の地元に向けての対応につきましては、本定例会で共同浴場の設置条例の廃止条例案を審議いただいた後に啓発活動に入らせていただきたいと考えております。

○議長（池本久隆君）　池田議員。

○６番（池田年夫君）　まず、土地開発基金のことですけれども、件数として72件あるということであります。具体的に番地などについては示されていないわけですけれども、この中に但馬の214の町有地141.14平方メートルというのがあるんですけれども、この町有地については町の決算書の土地開発基金の中に含まれているんでしょうか。そしてまた、そのほかの件についてですけれども、四方の議会で塩漬け土地というふうに言われても仕方がない土地というふうになっているんではないでしょうか。今後、事業用地として計画しているのであれば、どういう部分にしているのか町長の所見を伺います。

次に、基本構想を考える上で、今までの手法として、コンサルに頼むのではなしに住民参加でつくっていかなければならないというふうに私も考えています。今まで唯一バスが走っていた青柳地区のバス路線が廃止されるということでありますし、そして、結崎のサティも来年の５月に閉鎖になると言われています。今のままでは高齢化社会に向かっていく中で買い物や病院に行くにも大変な状況になります。役場や国保病院、あざさ苑、近鉄石見駅、また結崎駅、田原本駅など一巡するような交通機関を考えられないのか。また、先日の奈良新聞で紹介された五條市で実施されているディマンドタクシーなど交通機関を考慮する必要が緊急にあるんではないか、このようなことも含めて基本構想について早急につくり上げていくということが今求められているのではないでしょうか。再度町長の所見を伺います。

次に、先日の全体協議会でも意見が出されましたけれども、共同浴場の問題ですが、アンケート調査を行った結果、今後継続していくために住民の意見を聞いたのではないかという住民のとらえ方もあるわけであります。先代の町長も副町長も廃止の方向という発言はあったわけでありますけれども、期日についてこの議場でも過去の予算委員会や決算委員会でも触れられていないかというふうに思うわけであります。触れられているのであれば、いつの議会で触れられているのか明らかにし、住民合意をとる必要があ

るわけであります。期日が決められているのであれば、今この時期にこのような話が出てくるというのは変でありますし、これまで住民とのコンセンサスを図ってこなかった行政の責任であります。９月議会の委員会で私が本町の条例、共同浴場の設置条例について問題点を指摘しました。この段階で住民の合意が得られていない以上、廃止の期日を明らかにして行政の説明責任を果たすためにも、住民との合意の形成を図っていくべきではないかというふうに思うわけでありますけれども、再度、町長の所見を伺います。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　一番最初におっしゃられました但馬の住所、地番についての物件資料が現在手元にございませんので、即答を差し控えさせていただきます。

また、今後の利用状況につきましては、先ほどからも申し上げておりますように、売り払いを主として賃借等により収入が得られるものは優良団体に向けてお貸ししてまいりたいと考えております。

町づくりにつきましては、青柳バス、サティ等の例も出されましたが、例えばコミュニティバスと、各市町村でもそういう取り組みをされておりますけれども、三宅町におきましては、現在財政状況がこのような逼迫した状況でございますので、今後の課題として取り組むというご返事をさせていただきます。現在では非常にしんどい状況ではないでしょうか。

また、都市計画につきましても、議員の１回目の質問にもございますように、基本構想、マスタープランにおいても改定期日が近づいておるもの、また内容が現状と合致しにくいものもございますので、平成21年度よりは改定に向けての準備に取りかかる予定をしております。

おふろにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、町の財政逼迫しておりますので、期日等の前町長等の資料は今手元にございませんが、私の施策といたしまして、今回、条例の廃止に向けての提案をさせていただきました。10名の議員さんのご審議を賜って今後の取り組みをさせていただきますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君）　はい。

○６番（池田年夫君）　共同浴場の件ですけれども、一応廃止の条例が今回の議会に……

○議長（池本久隆君）　池田議員の質問、既に２回になりますが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

○６番（池田年夫君）　共同浴場の件ですけれども、今回の議会に議案として一応条例の廃止というのが出されております。その上で今後どうしていくのかということについて全然見えてこないというのが現状であります。それも、そのあと３カ月余りという期間がありますので、この間に十分に住民さんにも説明し、理解を得るということが町の行政として必要ではないかということについて町長の再度の見解、どのようにして廃止なら廃止の方向に持っていくのかというプロセスというのか、そういう点について今後の方向についてどうしていくのかということを再度質問いたします。

○議長（池本久隆君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　共同浴場廃止につきましては、町の対応策といたしまして代替施設としてあざさ苑の利用、そして、利用時間の変更等によりまして、現在案として13時から20時までを考えております。また、非常に利用されている方の年齢層も高いというアンケートからの資料も得ておりますので、送迎のほう、３回ほど現在検討しております。それをもちまして今回の廃止条例に向けて議員のご判断を仰ぎたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君）　以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

なお、時間は11時30分より再開いたします。

（午前１１時２０分）

○議長（池本久隆君）　ただいまより再開いたします。

（午前１１時３０分）

◎議案第４２号～議案第６１号の上程、説明

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第４、議案第４２号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、日程第24、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでは、すべて既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思います。なお、採決は起立をもって行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　ご異議なしと求めます。

お諮りいたします。

日程第４、議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、日程第23、議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更についてまでの議案20件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　本定例会に提出いたしました各議案について、その概要を説明いたします。

それでは、議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてからご説明申し上げます。

まず、歳出につきまして、款２総務費においては、一般管理費で予算組み替え措置により人件費282万円の減額を、企画費では、平城遷都1300年祭関連事業として、歴史案内板の整備事業委託料として200万円の増額を、税務総務費では税制改正に伴う電算システムの改修費500万円の減額を図っております。

款３民生費、項１社会福祉費においては、社会福祉総務費で、障害者自立支援事業での相談支援事業補助金100万円の増額、老人福祉費では介護保険特別会計への繰出金115万円の増額、解放会館費では工事額の精算により97万7,000円の減額、後期高齢者医療費では、広域連合との負担区分の見直しにより80万1,000円の減額を図っています。項２児童福祉費においては、児童福祉総務費では乳幼児医療手数料７万4,000円並びに乳幼児医療費及び児童手当給付額で169万9,000円の増額を、母子福祉費では母子医療費27万6,000円の増額を、幼児園費では臨時職員１名分の人件費151万5,000円の増額を、放課後児童健全育成事業費では、学童保育おやつ代３万円の増額を図っています。

款４衛生費においては、原油価格の変動や電気代の値上げ等により、あざさ苑指定管理委託料190万円の増額を図っております。

款８土木費においては、道路新設費では京奈和関連・三宅１号線の整備については、国予算で整備していただけることとなりましたので、関連予算等7,225万円の減額を図っています。都市計画費では公共下水道繰出金50万3,000円の減額を、住宅費では町営住宅

シロアリ駆除に修繕費488万3,000円の増額を図っております。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、今回237万2,000円の増額を行っております。

次に、歳入につきましては、款８地方特例交付金において、地方税等減収補てん臨時交付金でガソリン税暫定税率の延長に係る減収補てんとして50万8,000円の増額を、地方交付税においては調整率の変更に伴い164万8,000円の増額を図っております。

款12使用料及び手数料では、放課後児童保育料３万6,000円の増額を図っております。

款13国庫支出金では、児童手当等負担金123万5,000円の増額を図っております。

款14県支出金では、民生負担金で児童手当負担金等15万5,000円の減額を、総務補助金では、平城遷都1300年祭の関連事業として、奈良県地域の観光力向上支援補助金100万円の増額を図り、民生補助金では、福祉医療費助成事業費県費補助金３万7,000円の増額、障害者自立支援費等補助金100万円の増額、隣保館整備事業補助金73万3,000円の減額、母子医療費県費補助金13万8,000円の増額、乳幼児医療費県費補助金38万7,000円の増額、放課後児童育成健全事業費補助金90万5,000円の増額を図り、土木補助金では、市町村道路整備事業補助金・京奈和自動車関連事業分2,950万円の減額を図っております。

款17繰入金では、歳入歳出予算の財源調整により財政調整基金繰入金3,000万円の減額を図り、前年度繰出金精算により国民健康保険特別会計繰入金265万円の増額を、実績報告に伴う精算により老人保健特別会計繰入金1,889万2,000円の増額を図っております。

款19諸収入では、負担区分の見直しにより福祉医療費助成制度高額医療費収入・後期高齢者分80万円の減額を図っております。

款20町債では、土木債で一般単独事業債・市町村道路京奈和三宅１号線分3,270万円の減額を図っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの6,545万2,000円を減額し、予算総額を29億7,072万2,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

続きまして、議案第43号　平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算案については、歳入において、一般及び退職被保険者高額介護合算療養費及び特定健診診査等事業費の減少及び一般被保険者医療費の増加により、特定健診診査等負担金53万1,000円、療養給付費当国庫負担金133万円、普通調整交付金35万2,000円、療養給付費交付金61万8,000円をおのおの減額するとともに、高齢者医療制度改正に伴うシステム変更に伴い、高齢者医療制度円滑運営補助金19万3,000円の増額を行っております。

歳出では、一般管理費で保険証のカード化並びに制度改正に伴う電算システムの変更等により69万5,000円の増額を行い、保険給付費では、一般被保険者療養費の増加により100万円の増額を、一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者高額介護合算療養費で制度確定に伴い、合わせて553万2,000円の減額を、法改正により出産育児一時金９万円の増額を行っております。保健事業費では特定健康診査等事業費で社会保険被保険者分委託料等462万2,000円の減額を、保健事業費で特定健診及び人間ドックの同時実施により14万7,000円の減額を行っています。諸支出では、繰出金で前年度繰入金精算分として一般会計繰出金265万円の増額を行い、予備費で歳入歳出予算の財源調整を行うため170万3,000円の増額を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの416万3,000円を減額し、予算総額を８億3,130万9,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第44号　平成20年度三宅町老人保健特別会計第２回補正予算案については、歳入において、平成19年度国・県負担金の精算により老人保健医療費国庫負担金過年度分収入1,620万1,000円の増額を、老人保健医療費県費負担金過年度分収入269万1,000円の増額を行っております。

歳出では、繰出金で老健会計繰出金1,889万2,000円の増額を行う補正予算案の提出を行っております。

議案第45号　平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算案については、国の制度の見直しに伴い、後期高齢者医療システム変更が必要となり、歳入で高齢者医療制度円滑運営事業費補助金168万円の増額を、歳出でシステム変更に係る同額の委託料168万円の増額を行う補正予算案の提出を行っております。

議案第46号　平成20年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算案については、歳入では、介護保険制度改正に伴うシステム改修により、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金115万円の増額並びに当該事務費の繰入金115万円の増額を行っております。歳出では、システム改修に伴う電算事務委託料230万円の増額を、保険給付費では、介護の係るサービスの給付の増減によりおのおの経費の組み替えを行う増額補正を行っております。

議案第47号　平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算案については、歳入では消費税還付金50万3,000円を増額するとともに、一般会計繰入金50万3,000円の減額を行っています。歳出では、公共下水道整備費において、入札による工事費負担額

599万5,000円を減額し、測量設計委託料599万5,000円を増額する予算の組み替え補正を行っております。

議案第48号　平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算案については、収益的支出において、時間外勤務手当90万円並びに浄水場及び井戸電気代150万円を増額するとともに、薬品費82万4,000円及び修繕費157万6,000円を減額する予算の組み替え補正を行っております。

議案第49号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、条文中の法律名並びに文言等の改正を所要の改正を行うべく提出を行っております。

議案第50号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町民税関係では寄附金控除について控除対象寄附金の拡大、寄附金控除の見直し並びに平成21年度からの公的年金から特別徴収制度の創設等所要な改正を行うべく提出を予定しております。

議案第51号　三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の試行により、国保条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、平成21年１月より通常の妊娠・分娩時の事故で新生児が脳性麻痺となった場合に医師の過失に関係なく補償する目的、また医療の質の向上を図るため、出産事故に対して原因分析・再発防止に向け適正かつ確実な実施を行う目的である「産科医療補償制度」の創設により、制度加入の分娩機関等において分娩した場合の出産費用が増加することから、出産育児一時金に３万円加算する内容であり、今回の提出を予定いたしております。

議案第52号　三宅町保育所各種使用料･利用料に関する条例の制定については、従来、要綱により規定していたものを、条例により改めて規定すべく提出を予定しております。

議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定については、さきの９月定例会において10月から21年３月末までの共同浴場運営の費用６カ月分の予算の承認をいただいたところであり、その後９月24日から26日の共同浴場の利用状況を把握すべくアンケート調査を実施し、引き続き共同浴場廃止に向けて検討を行ってまいったところ、入浴者数の減少による入浴料の減収に対し、燃料費の急激な変動による高騰など運営に係る経費が増大する一方であり、本年度につきましても昨年同様に約900万円前後の赤字

が見込まれることから、それを含めあらゆる角度から検討を行いました結果、21年度以降引き続き共同浴場の運営を行うことは不可能であると考えられることから、今回、三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の提出を予定いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第54号　三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてから、議案第55号　三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第56号　伴堂老人憩の家指定管理者の指定について、議案第57号　但馬老人憩の家指定管理者の指定について、議案第58号　上但馬老人憩の家指定管理者の指定について、議案第59号　上但馬団地老人憩の家指定管理者の指定について、議案第60号　三河老人憩の家指定管理者の指定についてまでの７議案は、地方自治法第244条の２第３項の規定により公の施設の指定管理者を指定すべく、同条第６項の規定により議会の議決を求めるべく提出を予定いたしております。

議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更については、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業を実施するに当たり、出資金総額相当額を、当該事業の財源の一部として充当できるよう規約を改正すべく提出を予定しております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　ただいま町長の説明が終わりました。

質疑は16日午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩したいと思います。

なお、午後の会議は１時より再開いたします。どうもありがとうございました。

（午前１１時４９分）

○議長（池本久隆君）　ただいまより再開いたします。

辰巳議員が今のところ欠席されておりますが、議員９人いますので、定足数に達しておりますので再開をいたします。

（午後　１時００分）

◎諮問第２号の上程、説明、採決

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第24、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題

とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、１名の委員が平成21年３月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき推薦を行うことにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所、――――――――――――――――――――――――。

氏名、上松敏子。

生年月日、――――――――――――でございます。

上松さんにつきましては新たな推薦であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（池本久隆君）　ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　意見なしと認めます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

上松人権擁護委員さん、入場お願いいたします。

ただいま本会義において新たに人権擁護委員となられました上松人権擁護委員さんに就任のあいさつを受けることにいたします。演壇のほうへどうぞ。

○人権擁護委員（上松敏子君）　ただいま人権擁護委員に推薦いただきました上松敏子でございます。

何分初めてのことですので、先輩の方々のご指導を受けて誠心誠意務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君）　ご苦労さんでした。ご退席ください。

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君）　本日はこれをもって散会といたします。

次回は12月16日午前10時より議会を開きます。

本日はどうもありがとうございました。

（午後　１時０５分）

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会〔第２号〕

招集の日時　　平成２０年１２月１６日火曜日午前１０時００分再開

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

若井繁孝	馬場武信	廣瀬規矩次
坂東　遥	松田睦男	池田年夫
池本久隆	辰巳勝秀	梅本勝久
若井秀友		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	教育長	池口誠伸
総務課長	東浦一人	健康福祉課長	吉岡秀元
町民生活課長	中川　章	産業建設課長	陰山尚則
上下水道課長	西岡康次	幼児園園長	森本雅子
教育委員会事務局長	松本幹彦		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福本雅至	モニター室係	岡本豊彦
モニター室係	森本典秀	モニター室係	赤松　郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	若井繁孝	２番議員	馬場武信

平成２０年１２月三宅町議会第４回定例会〔第２号〕

議　事　日　程

平成２０年１２月１６日　火曜日

午　前　　１０時００分　再　開

日程第１	議案第42号	平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算について
日程第２	議案第43号	平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算について
日程第３	議案第44号	平成20年度三宅町老人保健特別会計第２回補正予算について
日程第４	議案第45号	平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について
日程第５	議案第46号	平成20年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算について
日程第６	議案第47号	平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算について
日程第７	議案第48号	平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算について
日程第８	議案第49号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第50号	三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第51号	三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第52号	三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の制定について
日程第12	議案第53号	三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定について
日程第13	議案第54号	三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について
日程第14	議案第55号	三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第15	議案第56号	伴堂老人憩の家指定管理者の指定について
日程第16	議案第57号	但馬老人憩の家指定管理者の指定について
日程第17	議案第58号	上但馬老人憩の家指定管理者の指定について
日程第18	議案第59号	上但馬団地老人憩の家指定管理者の指定について
日程第19	議案第60号	三河老人憩の家指定管理者の指定について
日程第20	議案第61号	山辺広域行政事務組合規約の変更について

◎再開の宣告

○議長（池本久隆君）　平成20年12月三宅町議会第４回定例会を再開いたします。

議員各位には公私ご多忙の中、ご出席を賜りまして心から敬意を表する次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君）　本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第４２号～議案第４８号の質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君）　日程第１、議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、日程第７、議案第48号　平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算についてまでの７件については、質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてから議案第48号　平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算についてまでの７議案についての賛成討論を行います。

一般会計補正予算の中で、企画費として平城遷都1300年祭の関連事業として歴史案内板の作成費用として県と町の負担200万円ということでありますが、県の事業の一部分として、住民生活向上という面から見たら問題点もあると思いますが、町の広報という面から見たら一理あるというふうに思います。また、京名和関連事業や後期高齢者医療など、町の単独事業から国や広域連合などの事業負担ともなっており、問題ありませんので賛成といたします。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第１、議案第42号　平成20年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、日程第７、議案第48号　平成20年度三宅町水道事業会計第１回補正予算についてまでの７件を採決いたします。

本７件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立全員と認めます。

よって、本７件は可決することに決定いたしました。

◎議案第４９号～議案第５２号の質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第８、議案第49号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第11、議案第52号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の制定についてまでの４件について、今定例会に通告されました議員の質疑を許します。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　町税条例の一部を改正する条例ですけれども、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収が来年10月から行うという内容でありますが、現在、公的年金から介護保険料、後期高齢者保険料などが天引きされています。ことしの10月から国民健康保険税も天引きできるということになっています。三宅町の場合、200人ぐらいが対象になるということであります。この中には、さきの税制改正で老年者控除がなくなり、今まで税金がかからなかった方にも税金がかかり、滞納されていた方もあったと聞いています。このように低額の年金生活者の年金から天引きするということは、一層生活が困難な状況に追い込むということであります。このような政府のやり方に対する町長の所見を伺います。

○議長（池本久隆君）　はい、町長。

○町長（志野孝光君）　６番、池田議員のただいまの税条例の一部を改正する条例につい

てお答えさせていただきます。

公的年金からの特別徴収制度の導入については、高齢化社会の進展に伴い公的年金受給者が増加することから、年金受給者の納税の利便性を向上させるという目的を持って行っておるところでございます。

さて、議員ご指摘の今まで非課税であった方が、さきの税制改正で課税となり、滞納されたケースにつきましては、税制度改正の初年度でもあり、平成19年度に制度内容が十分に認識していただけなかった方がおられたこと等により生じたものと考えております。今日的には督促状や納税指導により、ほぼ滞納されている方はおられない状況となっております。

また、議員のおっしゃられています低額の年金生活者の方から天引きすることで、一層生活が困難になるのではというご指摘につきましては、天引きすることで生活困窮になるというのではなく、税制度の改正による高齢者負担の増であると考えております。そのことから、税制度を初めとする関連法の改正が必要となるのではないかと、このように私は考えております。

○議長（池本久隆君）　はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　今町長の答弁があったわけですけれども、実際にことしの４月から後期高齢者の保険料が天引きされるということになって、実際に今、国会のほうでも参議院では後期高齢者医療制度の廃止を求めるという採択もされて、衆議院のほうでも今論議されているという状況になってきているわけであります。このように見ても、今全国の中で天引きするということについて、本人の承諾もなしに天引きするということについて、家族の預金から引き落とすということもできるという制度も導入されたわけであります。このように混乱しているという状況なのに、今度は町民税まで天引きするということになれば、一層なおさら混乱するということになるのではないかというふうに思うわけであります。こういうふうに住民の生活自身を省みない行政のやり方ということについて、住民から一層怒りの声が上がってくるのではないかというふうに思うわけであります。こういう点について、再度町長の見解をお願いいたします。

○議長（池本久隆君）　はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　先ほども申し上げましたように、税制度を初めとする関連法の改正が私も必要であるとこのように考えておりますので、今後、国の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（池本久隆君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　議案第49号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第52号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の制定についてまでの４議案について反対１議案、賛成３議案の討論を行います。

町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う条例改正ですが、年金から住民税を天引きするということについては、国の法改正でことしの10月から、所得税、介護保険料、国民健康保険税の天引きができるというふうに改正がなされ、本町の場合３月議会で条例改正がされ、今回の条例改正は、来年10月から、さらに県・町民税を天引きするという提案です。

今まで、住民は生活も苦しい中で何とか工面して、「大切に使って」と税金を納めてこられたわけであります。そして、預かる町も「大切に使います」という気持ちを持っていただいていると思います。それが年金から天引きするということで、「払うものは払え」という町の姿勢が「大切に使います」という心を失ってしまうのではないか、大変心配しております。

実際に、年金等に関する住民税とそれ以外の所得に係る住民税とは、徴収方法も分けることができるとされているわけでありますが、いまだに詳細は不明であります。後期高齢者医療制度が実施後、国民の中から反対の声が大きく上がって制度を変えようとしている今、住民税の天引きも、住民にちゃんと説明できるようになってから天引きを検討してもおそくはないわけであります。町として再考する必要があります。公共料金や物価が上がって本当に生活が苦しい、住民の悲鳴が上がっているわけであります。住民の痛みに心を通わせる町であるためにも、今回の改正に議会が反対の意思表示をしようではありませんか。議員皆さんに訴えます。

勤務時間や休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文言の整備でありますので問題ありませんし、国民健康保険税条例の改正は、平成21年１月から通常の妊娠・分娩時の事故で新生児が脳性麻痺となった場合、医師の過失に関係なく出産一時金３万円を加算するというものであります。保育所の各種使用料・利用料については、今まで要綱であたものを県の指導で条例にするものであり、問題ありませんので賛成で

あります。

以上で討論を終わります。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第８、議案第49号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第11、議案第52号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の制定についてまでの４件を採決いたします。

本４件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立多数と認めます。

よって、本４件は可決することに決定いたしました。

◎議案第５３号の質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第12、議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定については、質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

若井議員。

○１番（若井繁孝君）　議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定についての討論をいたします。

本議案につきましては、地元利用者の実態調査のためのアンケート調査、また、地元町議への説明並びに先日の本議会において町長答弁における代替案の提示等、精査・検討していただき、理事者に対しまして感謝を申し上げます。

しかしながら、この代替案も不確定・不安定の要素が多々あると懸念をいたしているところでもございます。試験試行の期間も必要ではないかと思います。また、地元利用者に対し、町行政は廃止の説明の徹底も図らなければなりません。特にお年寄りの井戸

端コミュニティの場の消滅等により、ミクロ的な行政サービスの低迷傾向への不安も払拭し切れません。

なお、アンケート調査報告に「利用者の意見」として11項目が挙げられています。少なくとも121名の方が継続じゃなく存続を願っているものです。これが民意であることから、本事業の存続を目的として、利用者の意見を最優先に取り入れた運営シミュレーションを作成いたしましたが、町当局から何ら対応がありません。存続のための行政努力・経営努力が皆無であることが残念であります。

地方公共団体であることから、単に赤字であっても民間企業のような営利主義のもとでの廃止は行ってはならないものであります。不採算事業でも町民が必要とするものは継続すべきであります。このことにかんがみ、本議案の年度末廃止については時期尚早と思われます。ゆえに私の本議案についての反対といたします。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（池本久隆君）　はい、松田議員。

○５番（松田睦男君）　私は、議案第53号につきましては、廃止に賛成の立場で討論したいと思います。

今、全体協議会等でもいろいろと検討してまいりました。この案件につきましては、前任の町長のときに廃止ということで打ち出して、そして予算も半年、その後また補正予算というようなことで、これにつきましては新しい町長に引き継ぎが行われたのであります。この件につきましては、前回の議会で廃止するという方向で一応確認もとっていますし、町におかれましては、住民から出ました11項目を一遍よく精査して、一応条例を廃止し、速やかにその11項目につきましては、あと３月までの間期間がありますので、そこらを議会も一緒になって、そして地域住民に説明をしていくということで、まず条例の廃止を行うということが私は前議会からの取り決め事でもございますし、その方向で進んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

池田議員。

○６番（池田年夫君）　議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定については、一般質問でも明らかにしましたが、町としていつの時点で廃止するのかということを明らかにし、それまで行政努力、説明責任を果たすべきであります。条例を廃止

するだけではなしに、先日アンケートの中でも言われている11項目の要望をどうするのか、住民に説明すべきであります。特別措置法の期限が切れた時点でどうするのかという方針が出されずに今日に至った経過であります。基本的には廃止でありますが、ふろのない家庭などに対する行政の努力、説明責任ができていないので、反対の討論といたします。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第12、議案第53号　三宅町共同浴場設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎議案第５４号～議案第６０号の質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第13、議案第54号　三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてより、日程第19、議案第60号　三河老人憩の家指定管理者の指定についてまでの７件について、今定例会に通告されました議員の質疑を許します。

はい、坂東議員。

○４番（坂東　暹君）　議案第56号から60号、老人憩の家指定管理者の指定について３つ申し上げます。

憩の家は、三宅町大字の今回かかっていますのは５つの大字だけでございます。ほかの大字は契約はなしでございます。設置目的を拝見いたしますと、地域において老人の教養の向上、レクリエーションに供し、老人の心身と健康の増進を図ると、こういうふうに設置条例があります。こういうことであるならば、全大字に当てはまる内容でございます。近くにない大字は公民館等そういうところを利用しながら、そういう活動でも

って工夫しながらこういうものを補っていくと、こういう実態だと思います。そういうところを勘案しますと、建物があってその管理運営をするために指定管理者に管理委託すると。建物が先というのは本末転倒ではないかと、私はそんなふうに考えるわけです。今日、30％を超える高齢化社会の中で、過去に決めた施策を毎年繰り返すのではなく、やっぱり原点に立ち返って見直すべきは見直すということが必要だと考えるのですが、いかがでしょうか。

２つ目でございます。委託する管理者でございますけれども、自治会長があり、老人クラブ代表があり、特定非営利活動法人ありということになっておりますけれども、三宅町という狭い範囲でのそういう内容でございますので、やっぱり委託先というのは統一すべきではないかと考えます。ご質問します。

３つ目でございます。上但馬団地老人憩の家指定管理者の指定は、三宅町全体の高齢者福祉の拠点という位置づけがあろうかと。もしそうであるならば、三宅町の中心に置いて全町民が利用しやすいような状態にすべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　はい、吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君）　坂東議員さんの質問にお答えいたします。

老人憩の家の指定管理者についての件ですが、三宅町老人憩の家設置条例の５カ所だけです。

なお、今後、見直すべき点は見直してまいりたいと考えております。

また、上但馬、上但馬団地の老人の家は、町が直営で行っておりましたが、経費節減のため平成18年度より指定管理を行いました。本来ですと、上但馬老人憩の家につきましては、自治会にお願いをしたかったんですが、受けていただけませんでしたので、以前からの経緯もあって上但馬老人クラブにお願いしたところであります。

また、上但馬、上但馬団地老人憩の家は、同和対策事業で、国及び県の補助金をいただき建設したものであり、新たに町の中心に建設するのは、今日現在の町の財政では非常に厳しいものがあります。また健康福祉施設あざさ苑を活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（池本久隆君）　はい、坂東議員。

○４番（坂東　暹君）　あざさ苑に置きかえていただけると、こういうことでございますか。

○議長（池本久隆君）　はい、吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君）　あざさ苑でも、いろんな高齢者の事業、教室等を行っておりますので、それは社会福祉協議会だよりの３月号で募集をかけております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　はい、どうぞ。

○４番（坂東　暹君）　私は、過去のことをいろいろと追及しているんじゃないんですよ。やっぱり時間の経過とともに、それぞれ同和対策事業やとかいろんなことであったと思うんですよ。ところが、今の状態を見ると、三宅町の老人の数がどこかが多くてどこかが少ないわけじゃなくて、非常に多いところでもなしででも工夫しているわけですよ。そんな中ですので、やっぱりおかしいなと思うことはおかしいですよ、住民にとって。ことしの漢字じゃありませんけれども、変やなと思うことはやっぱり変なんですよ。そういう観点でいろいろ説明していくこと、住民に伝えること、やっぱり心に響くような形で訴えていかんとあかんし、議論もせんといかんと思う。今回は非常にもう時間もないことでございますし、今ここで原点に戻って見直すとかいうことをしても、もう大変でございますので、一度そういう観点で１年後、これはちょうど契約が指定管理者の指定が１年間でございますので、１年後にやっぱり抜本的に見直すということをお約束していただきたいと、こんなふうに思うんですがいかがでしょうか。

（「ちょっと待ってください、議論が違うでしょう。議長、もう少しさ

らいはしっかりとしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君）　坂東議員さんの再質問に関しましては、今議会終わりましたら、当然12月の予算編成に入りますので、その中でまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池本久隆君）　次に質疑。

池田議員、どうぞ。

○６番（池田年夫君）　指定管理者の指定について、インターネットで公募されたという

ことですが、入札に公募された件数はそれぞれ何件になっているんでしょうか。また、委託するわけでありますが、それぞれの事業の予定価格、最低価格はどのようになっているんでしょうか。そして、町として事業を進める上で、入札金額が妥当なのか判断しなければならないわけであります。妥当な金額を出すための積算金額の試算がどのようにされているんでしょうか。

続いて、来年度の予算編成をすることになるんですが、あざさ苑の指定管理、デイサービスセンターの指定管理、上但馬団地老人憩の家の指定管理について、それぞれ管理者と協定書を交わし今日の議案となっていると考えられますが、21年度の委託金額はどのようになっているんでしょうか。

次に、３月の予算議会で配付された予算積算書で、デイサービスセンターの委託契約の積算金額が入っていないわけですが、どのようになっているんでしょうか。

そして、今までの予算積算書を見ますと、あざさ苑の社会福祉協議会への委託料、平成17年度が4,312万円、18年度が4,130万円、19年度が3,820万円、20年度が3,620万円と減額になっています。事業の内容と住民へのサービスの内容はどのようになっているんでしょうか。

次に、社会福祉協議会の運営委託料を見てみますと、変動が平成17年度882万円、18年度が662万円、19年度が145万円、20年度が1,368万円となっていますが、20年度についてはデイサービスセンターの委託料も入っているんでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（池本久隆君）　はい、吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君）　池田議員の質問に対して答弁いたします。

池田議員より質問のありました指定管理者につきまして、まず指定管理者制度について認識の違いがありますので、前段に制度の概要を説明させていただきます。

指定管理者制度は、地方公共団体等に限定した公の施設運営を民間団体に包括的に代行させることができる制度であります。条例に従って指定管理者候補の団体を選定し、議会の議決を経て管理運営の委任をするものであります。指定管理者は民間の手法を用いて、柔軟性のある施設運営を行い、施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体と協定の範囲内で指定管理者の収入とすることができるものであります。

さて、質問事項につきましては、応募件数は「あざさ苑」「デイサービス」とも１件

でありました。制度の概念から予定価格・最低価格というものはありません。ただ、委託金額につきましては、予算にかかわることでありますので、３月議会での予算審議で説明になると思います。

デイサービスにあっては、利用者からの利用料金等の範囲内で運営を行うもので、町から委託金はありません。

あざさ苑の指定管理委託料の減少につきましては、企業努力により経費の節約に努められた結果であり、事業の縮小・サービスの低下などではないと思います。

社会福祉協議会の運営委託料につきましては、指定管理者とは別のものでありますので、説明を割愛させていただきます。

上但馬団地老人憩の家の管理委託料につきましては、平成21年度予算要求の中で検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○２番（馬場武信君）　議長、もう少し議案をちゃんと進めてください。議案と直接関係ないことを議論しても仕方ないですよ。本来なら議長は却下すべきです、そういう質問は。

○議長（池本久隆君）　質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

池田議員。

○６番（池田年夫君）　議案第54号　三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてから、議案第60号　三河老人憩の家指定管理者の指定についてまでについてですが、議案第54号、55号については、委託料がどのように使われているのか鮮明にし、事業評価も行い、住民に明らかにすべきであります。58、59号についても特措法の期限が切れ、数年になります。直すべきであり、反対いたします。他の議案56号、57号、60号については賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第13、議案第54号　三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてより、日程第19、議案第60号　三河老人憩の家指定管理者の指定についてまでの７件を採決いたします。

本７件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎議案第６１号の質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

日程第20、議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更について、今定例会に通告されました議員の質疑を許します。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　山辺広域行政事務組合規約の変更についてですが、まず、変更しなければならない理由を説明してください。

山辺広域行政事務組合への現在の出資金は、各市町村別の総額は幾らで、三宅町として出資金は総額で幾らになるんでしょうか。

次に、第14条の出資総額と出資金総額の違いはどういうことなんでしょうか。

○議長（池本久隆君）　はい、東浦課長。

○総務課長（東浦一人君）　ただいまの池田議員のご質問にご回答いたします。

まず、山辺広域行政事務組合規約の変更につきましては、町長が提案説明の中でも説明いたしておりましたが、再度ご説明申し上げます。

規約の変更につきましては、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業を実施するに当たり、出資金相当額を、当該事業の財源の一部として充当できるように規約を改正するものでございます。さらに説明を加えますと、各構成団体より出資されている山辺広域振興基金を取り崩し、できる限り新たな市町村負担を抑制すべく、当該事業の財源の一部として充当できるように変更するものでございますので、ご理解のほどお願いします。

次に、山辺広域行政振興基金の総額は、現在、14億2,999万円で、うち三宅町分につき

ましては、8,793万円となっております。他市町村の詳細については割愛させていただきます。

次に、出資総額と出資金総額の違いはどういうことなのかというご質問でございますが、現行第14条の見出しと条文中の文言を「出資金総額」に統一すべく文言の整備を行うものでございますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　文言の整備ということなんですけれども、実際、出資総額ということと出資金総額というのは同じことではないんでしょうか。普通考えてみた場合に。それを文言の整備ということで変えるということは、実際どういうことなのか。やっぱり違うから変えるということなんでしょう。

○議長（池本久隆君）　はい、東浦課長。

○総務課長（東浦一人君）　ただいまの池田議員のご質疑どおり、同じものではないかということでご指摘がございますが、実に意味的には同じものでございます。今回、規約を改正するに当たりまして、そういう疑問等がございますので文言を統一、これは構成団体すべての町村ですけれども、させていただくということでございますので、ご了承のほうよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更については、山辺広域行政事務組合の一つである天理市の消防署を建てかえるために、今まで積み立ててきた資金が使えるようにするための条例改正であり、別段問題がありませんので賛成の討論といたします。

○議長（池本久隆君）　ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第20、議案第61号　山辺広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（池本久隆君）　お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君）　ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君）　以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　三宅町議会第４回定例会の閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本定例議会に補正予算案７件、条例の改正・制定・廃止案を合わせて５件、公の施設の指定管理者の指定案７件、規約の変更に係る案件１件、人事案件１件の計21件の案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定を賜り厚く御礼申し上げます。

今後とも町政の発展のため、議員皆様方には一層のご理解並びにご協力をお願い申し上げますとともに、年末を迎え何かと忙しい時期ではありますが、ご自愛いただきますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君）　閉会に当たりまして、一言議長として皆さんにお礼申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ことしの５月１日より議長を務めさせていただきまして、そして６月議会、９月議会、本第４回の12月議会、本当に議員皆様のご協力によりまして無事議了できましたこと、心より厚く御礼申し上げます。何分にも今の時期は寒暖が激しいときでございますので、どうか体にご自愛いただきまして、またよい年を迎えられることをご祈念申しまして御礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池本久隆君）　以上で、平成20年12月三宅町議会第４回定例会を閉会いたします。

（午前１０時４０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員